

議案第16号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に
ついて

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定
しようとする。

平成28年3月7日提出

天理市長 並 河 健

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(天理市情報公開条例の一部改正)

第1条 天理市情報公開条例(平成9年12月天理市条例第31号)の一部を次の
ように改正する。

第11条の見出し中「市以外のもの」を「第三者」に改め、同条第1項中
「公文書に市以外のもの」の次に「(以下「第三者」という。)」を加え、
「当該市以外のもの」を「当該第三者」に改め、同条第2項中「市以外のも
の」を「第三者」に改める。

第14条の見出しを「(審査会への諮問等)」に改め、同条第1項中「第10
条第1項の決定」の次に「又は公文書の開示の請求に係る不作為」を加え、
「昭和37年法律第160号」を「平成26年法律第68号」に、「不服申立て」を
「審査請求」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「不服申立て」
を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同項を同条第5項とし、同条
第1項の次に次の3項を加える。

2 前項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適
用しない。

3 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み
替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

4 第1項の規定により諮問をした市長又は実施機関は、次に掲げる者に対
し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定す

る「参加人」をいう。以下同じ。)

(2) 請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対の意思を表示した意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(天理市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 天理市個人情報保護条例（平成15年12月天理市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第19条第5項中「この条において」を削る。

第26条の見出しを「（審査会への諮問等）」に改め、同条第1項中「対する決定」の次に「又は不作為」を加え、「昭和37年法律第160号」を「平成26年法律第68号」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 前項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

4 第1項の規定により諮問をした市長又は実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する「参加人」をいう。以下同じ。)

(2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る開示等決定について反対の意思を表示した意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(天理市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第3条 天理市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成15年12月天理市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第7条を次のように改める。

（審査会の調査権限）

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問をした市長又は実施機関（以下「実施機関」という。）に対し、審査請求に係る公文書の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求められない。

2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、審査請求に係る公文書の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する「参加人」をいう。以下同じ。）又は実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。

第10条を第15条とし、第9条を第14条とし、第8条を第13条とし、第7条の次に次の5条を加える。

（意見の陳述）

第8条 審査会は、審査請求人等の申立てがあった場合には、当該申立てをした者（以下「申立人」という。）に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

2 前項本文の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）にお

いて、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第9条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書及び資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書及び資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第10条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第7条第1項の規定により提示された公文書を開覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は口頭意見陳述を聴かせることができる。

(提出資料の開覧等)

第11条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の開覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの開覧）又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。ただし、審査会が第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による開覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該開覧又は交付に係る資料の提出人の意見を聴かななければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による開覧について、日時及び場所を指定することができる。

(答申書の送付等)

第12条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(天理市行政手続条例の一部改正)

第4条 天理市行政手続条例（平成8年12月天理市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第10号中「、異議申立て」を削る。

第19条第2項第4号中「ことのある」を削る。

(天理市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第5条 天理市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年3月天理市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 天理市一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年3月天理市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第20条の3第4項中「昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「平成26年法律第68号）第18条」に改める。

(天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第7条 天理市一般職の職員の退職手当に関する条例（昭和38年3月天理市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項中「昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条」を「平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

(天理市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第8条 天理市固定資産評価審査委員会条例（昭和29年8月天理市条例第35号）の一部を次のように改正する。

目次中「第12条」を「第13条」に、「第13条・第14条」を「第14条・第15条」に改める。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失

ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条第3項を同条第4項とし、同条第2項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第6条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第4章中第12条を第13条とする。

第11条第1項を次のように改める。

委員会は、審査の決定をする場合においては、次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書正副各1通を作成しなければならない。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
- (4) 理由

第11条を第12条とする。

第10条第1項中「前3条」を「第7条から第9条まで」に改め、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(手数料)

第10条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料については、天理市手数料条例（平成12年3月天理市条例第3号）の定めるところによる。

(天理市手数料条例の一部改正)

第9条 天理市手数料条例（平成12年3月天理市条例第3号）の一部を次のよ

うに改正する。

第1条中「手数料」の次に「及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定によりその事務につき徴収する手数料」を加える。

第4条第3号中「市長」の次に「（行政不服審査法第38条（同法第66条及び他の法律において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき審理員（同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合にあっては審査庁、他の法律において読み替えて準用する場合にあっては当該法律の規定により読み替えられたもの。以下同じ。）が行う提出書類等の写し等の交付にあっては審理員、同法第81条の規定に基づき同条第1項の機関が行う主張書面等の写し等の交付にあっては当該機関）」を加え、「認めた」を「認める」に改める。

別表中第28号を第29号とし、第27号の次に次の1号を加える。

28	提出書類等の写し等の交付手数料又は主張書面等の写し等の交付手数料	行政不服審査法第38条の規定に基づき審理員が行う提出書類等の写し等の交付又は同法第81条の規定に基づき同条第1項の機関が行う主張書面等の写し等の交付	用紙1枚につき10円 （日本工業規格A列3番までの用紙に白黒で複写され、又は出力された場合）
			用紙1枚につき50円 （日本工業規格A列3番までの用紙にカラーで複写され、又は出力された場合）
			用紙1枚につき40円 （日本工業規格A列2番の用紙を用いて複写され、又は出力された場合）

別表備考を次のように改める。

備考

- 1 第25号手数料の額の欄の「1件」とは、形状、大きさ、意匠等が同一

のもので、一括申請されたものをいう。

- 2 第28号の手数料の額については、両面に複写され、又は出力された場合は、片面を1枚として手数料の額を算定する。

(天理市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第10条 天理市消防団員等公務災害補償条例（平成25年3月天理市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第31条（見出しを含む。）中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第8条の規定による改正後の天理市固定資産評価審査委員会条例の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。